

「新たな県民運動」キックオフイベント（仮称）開催等業務委託仕様書（再公募）

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「新たな県民運動」キックオフイベント（仮称）開催等業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

「新たな県民運動」キックオフイベント（仮称）開催等業務

2 履行期間

契約日から令和6（2024）年10月31日（木）まで

3 委託業務の目的

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、これまでの「COOL CHOICE とちぎ」県民運動の基本理念を継承し、脱炭素を軸として県民の行動変容を強く後押しする「新たな県民運動」を展開していくに当たり、オールとちぎで取り組む機運を醸成すること。

4 委託業務の内容

委託業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

なお、委託業務の実施に当たっては、甲と協議しながら進めるものとし、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、甲と協議し、その指示に従うこと。

(1) 「新たな運動」キックオフイベント（仮称）の概要

ア 日程

令和6（2024）年8月19日（月）

なお、メインセレモニーの開催時間は13時から2時間程度を目安とする。

イ 会場

ライトキューブ宇都宮

大ホール西側（メインセレモニーを実施）

1階交流広場、1階ホワイエ（相談ブース、展示・掲示ブースを設置）

ウ 内容

① メインセレモニー（事前申込制）

※現在栃木県で配信している「U字工事のやってみっぺ！カーボンニュートラル」（動画）に出演しているU字工事様と当イベントへの参加について日程調整済み

- ・主催者挨拶
- ・来賓挨拶
- ・「新たな県民運動」趣旨説明
- ・「新たな県民運動」名称及び名称採用者発表、副賞贈呈
- ・「新15のこと」発表
- ・登壇者（U字工事様を含む）による締めくくりのパフォーマンス
- ・U字工事様によるパフォーマンス

- ② 相談ブース、展示・掲示ブース
 - ・太陽光発電施設の設置に係る相談ブース
 - ・家庭エコ診断制度に係る相談ブース
 - ・EV／FCVの展示ブース
 - ・熱中症対策に関する掲示ブース
 - ・「新たな県民運動」「新15のこと」の普及啓発に資するブース

(2) 業務の内容

ア メインセレモニー関連業務

- ① 本業務の総合的な企画、制作、運営
- ② 出演者との交渉、運営調整等
- ③ 運営マニュアル、ステージ台本等の作成
- ④ 運営ディレクター等の派遣、配置
- ⑤ 運営スタッフの確保、教育、管理
- ⑥ 設営、準備、撤去、後片付け
- ⑦ 雨天、危機管理対策計画の立案

イ 出展ブース関連業務

- ① 出展者との各種調整
- ② 出展者説明会の開催及び資料作成
- ③ 官公庁等への諸届出、許認可等の取得
- ④ 設営、準備、撤去、後片付け
- ⑤ 雨天、危機管理対策計画の立案

ウ 共通業務

- ① 募集チラシの作成、印刷、事業周知
- ② 連絡調整のための会議や打合せの開催及び資料作成
- ③ 受付、誘導、清掃、ごみ処理等
- ④ 6の(2)に掲げる環境配慮
- ⑤ その他、本業務の円滑な運営のため、甲と乙で協議し決定した事項

(3) 業務遂行にあたっての留意点

ア 企画・制作・運営全般

開催の趣旨を来場者に訴えることができるような企画・運営を行うこと。

イ 環境配慮

本イベントは、「栃木県イベント環境配慮指針」の適用対象イベントとなるため、「環境に配慮したイベント開催要領」に基づく環境配慮を実施するので、業務の履行にあたっては十分留意すること。

5 業務完了報告

本業務の完了後に以下のとおり提出するものとする。

- (1) 業務完了報告書 2部（正本1部、副本1部）
- (2) その他、甲が指示するもの一式

6 その他

- (1) 甲及び乙は、委託業務の実施過程において、本仕様書に記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。

- (2) 乙は、委託業務の実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、甲と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (3) 乙は、乙が受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務がある場合には、甲と協議の上、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (4) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）及びに基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (5) 委託業務の実施によって取得した著作権は、甲に帰属する。
- (6) 委託業務の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策を講じること。
- (7) 委託業務の実施に当たり、温室効果ガス等の排出の削減に努めること。
- (8) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、別に定める。